

障第1246号
令和8年1月29日

各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等は除く。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

教育・保育施設等における食品等の誤嚥による窒息事故の防止について

このことについて、こども家庭庁から別添のとおり事務連絡がありましたので、お知らせします。

教育・保育施設等においては、食品等の誤嚥による窒息事故が毎年発生しています。特にこれからの中は、多くの事業所等において、節分行事が実施されると考えられますが、過去には、節分行事中に炒り大豆を誤嚥したことによって窒息したと考えられる死亡事故が発生しています。各事業所等におかれましては、行事実施の際は安全への十分な配慮をお願いします。

また、この機会に改めて誤嚥による窒息事故の防止のために注意すべき事項について、別添の国事務連絡にありますガイドライン、消費者庁公表資料、啓発資料等を確認いただくとともに、療育や食事に従事する者をはじめ、全職員に情報を共有するなど、事故防止及び事故発生時の対応に万全を期すようお願いいたします。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	垣 本	担 当	渡 邊
電 話	058-272-1111 内 3492		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		